気象警報発令等に伴う研修の取り扱いについて（平成２５年９月末現在）

各警報発令に伴い、研修の開講が困難であると予想された場合の取り扱いについて、以下によることを原則としますが、決定は気象状況、交通機関の運行状況を考慮し、ＹＭＣＡ訪問看護ステーション・ピース（以下ピース）、所長の判断によるものとします。

１、取り扱いについて

１）開講時間の2時間前に気象警報が3種類以上発令され、解除されない場合は

　　休講とします。

２）警報が1種類以上発令され、開講時間の2時間前にＪＲ，広島電鉄、バスなど、公共

交通機関が運休、再開の目途が立たない場合は休講とします。

３）大規模な地震等、特に安全確保が必要と認められる場合は休講とします。

４）休講になった際の振替については、後日決定し、受講予定者に通知することとします。

2、周知の方法（開講時間２時間前）

１）上記の理由にて休講になる場合は、ピースのホームページに掲載します。

２）併せてピースから、各事業所にご連絡をします。

３）１、２の方法で連絡が難しい場合、また開催についてのお問い合わせは、ピース（082-225-3020）まで、ご確認をお願いいたします。